

## 軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト

※ 軽減税率制度の実施に伴い、御社の事業に影響が生じ、どのような対応が必要になるかについて、以下の項目を参考にご確認ください(確認を義務付けるものではありません。)

### 準備が必要な事項

#### ステップ1 まずは、軽減税率制度の内容をしっかりと理解しましょう。

軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)

→ 詳しい内容については、国税庁ホームページ(【URL】<https://www.nta.go.jp/>)の軽減税率制度特設サイトに掲載されている「よくわかる消費税軽減税率制度」などの資料をご覧ください。ご質問等がある場合は、消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)【電話：[0570-030-456](tel:0570-030-456)】(又は、最寄りの税務署)にご相談ください。

事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

→ 中小企業・小規模事業者等の方は、レジや受発注システムの導入・改修等について、補助金交付制度の適用を受けることができます。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局ホームページ(【URL】<http://kzt-hojo.jp/>)に掲載されている補助金に関する説明資料をご覧ください。軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話：[0570-081-222](tel:0570-081-222)】(又はIP電話等からは、[03-6627-1317](tel:03-6627-1317))にご相談ください。

(参考) 全国の税務署等で、事業者の皆様向けに説明会を開催しています。

→ 幅広い事業者の皆様を対象に、全国で説明会を開催しておりますので、どうぞご参加ください。開催日程等は、軽減税率制度特設サイトに掲載し、随時更新しています。

#### ステップ2 対応が必要な事項を把握して、早目に準備に取り掛かりましょう。

影響が生じる事務の洗い出し、業務手順の見直し

区分記載請求書から適格請求書への段階的な対応

軽減税率制度に対応したレジの導入・改修

会計システムや受発注システム等の導入・改修・入替え

補助金交付の申請手続き

→ 具体的な申請手続きについてのお問合せについては、軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話：[0570-081-222](tel:0570-081-222)】にご相談ください。

中小企業・小規模事業者等の皆様の負担に配慮して、レジ・システムのベンダーなどによる代理申請制度も用意されています。

## 準備が必要な事項

**ステップ3** 売上・仕入商品の税率区分ができるか、実際に確認してみましょう。

売上・仕入商品につき、税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

→ 判断に迷ったり、分からないことがある場合には、上記の「ステップ1」と同様に、軽減コールセンター（又は最寄りの税務署）へご相談ください。

**ステップ4** 業務手順の見直しやレジ・システムの準備テストはお済みですか？

日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）

税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）

納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）

導入・改修等したレジ・受発注システムの動作準備テスト

→ 補助金の交付申請手続きはお済みですか？（補助金の事業終了は 2019 年 9 月 30 日、申請受付期限は 2019 年 12 月 16 日）

**ステップ5** いよいよ制度の実施に向けて、本格的な準備をしましょう。

商品毎の税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）

値札の付け替え、価格表示の変更準備など

従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

→ 見逃した準備はないか、もう一度確認してみましょう！

**参考** 準備が間に合わなかった中小事業者の方でも、以下の要件等に該当する場合には、

税額計算の特例を受けることができます。

売上げ（又は仕入れ）を税率ごとに区分することが困難

→ 上記の国税庁ホームページ（【URL】<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。軽減コールセンター（又は最寄りの税務署）へご相談ください。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者をいいます。